

令和7年度市民文化センターわくわくプロジェクト開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和7年度市民文化センターわくわくプロジェクト開催業務委託（以下、「本業務」という）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものです。

1 業務委託名

令和7年度市民文化センターわくわくプロジェクト開催業務委託

2 業務目的・概要

本業務は、市民文化センターの魅力を考え、再発見し、市民文化センターの利活用について企画参加者からアイデア出しを行い、そのアイデアを広く効果的に周知するために、成果としてまとめるものです。

3 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 履行場所（市民文化センター）概要

本業務では、市民文化センター建物内を主な対象とする。

名称	沼津市民文化センター（沼津市御幸町15-1）
施設設置目的	市民の芸術文化の振興と福祉の増進を図る
主な諸室	【1F】大ホール、小ホール、展示室、旧喫茶室、共通ロビー等 【2F】会議室、練習室【BF】リハーサル室
施設開館時間	9：00～21：30
施設管理運営	指定管理者制度による運営：（公財）沼津市振興公社

5 業務内容

（1）改修後の市民文化センターの利活用を考える企画の開催運営に係ること

- ・改修後の市民文化センター利活用についてのアイデア出しを行う企画（※）を2回以上開催すること

※具体的には、改修後の市民文化センターでできることややりたいことなど、自由な発想で様々なアイデアを求めることを想定する。

（会場は、市民文化センターとし、市民文化センター会場使用料は、委託者負担）

- ・参加者は10人程度とし、委託者と受託者が協力して募集する。

(2) 効果的なアイデアのとりまとめについて

- ・企画を通じて、市民文化センターの利活用についてのアイデアを成果としてまとめること
- ・まとめた成果は、利活用の効果的な周知のために利用します。

6 実施体制

業務の実施にあたって、以下の人員を配置すること。

業務統括担当者とファシリテーターは兼ねることができる。

- ・業務統括担当者
- ・ファシリテーター
- ・その他業務実施に必要なスタッフ

7 報告義務

受託者は、委託者及び関係者との本業務実施に係る定期的な協議の機会を設ける等、随時情報交換を行うとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合は、委託者の指示を受けること。

受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、アイデアをまとめた成果及び業務実施において作成した資料をまとめ、委託者に紙媒体1部及び電子データを提出すること。

8 業務上の注意点

(1) 個人情報の取り扱い及び守秘義務

受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 業務遂行上のトラブルへの対応

本業務の遂行にあたり、受託者と参加者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に委託者に報告し、対応を協議すること。

9 委託料の支払い

完了払いとし、受託者からの適正な請求を受けた日から30日以内に支払う。